文部科学副大臣 高 井 美 穂 殿

一般社団法人 国立大学協会 会 長 濱田 純一

平成25年度税制改正に関する要望書について

平素は国立大学の発展のため、格別の御協力を賜り、誠にありがとう ございます。

国立大学の教育・研究機能の一層の発展、充実のため、下記要望(詳細別紙)について、格段のご配慮を賜るようお願い申し上げます。

記

- ○年末調整における所得控除手続きの改善
- ○所得控除・税額控除選択制度
- 〇日本版「プランド・ギビング」信託制度の拡充

○ 年末調整における所得控除手続きの改善

教育研究活動等の充実のため、寄附金収入等の多様な財源の確保を図ることにより、財政 基盤を強化することが喫緊の課題となっている。このことから、個人からの寄附を促進す るための寄附税制を拡充する必要がある。

現在、給与所得者が寄附をして所得控除を受ける場合には、確定申告しなければならないため、手続きの煩雑さなども加わって、結果として寄附するという習慣が普及しない一因となっている。

このようなことから、年末調整において寄附金の所得控除を可能にすることにより、給与所得者等個人寄附者の利便性の拡大を図るとともに、寄附者の税務上の負担軽減を図ることにより、少額寄附者を着実に拡大し、我が国の寄附文化の醸成に寄与する。

所得控除・税額控除選択制度

一般的に、所得控除は高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度であるとされている。一方、税額控除は低所得者ほど減税効果が大きく、少額寄附金の促進に寄与する制度であるとされている。

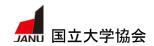
これを踏まえ、平成 23 年 6 月 22 日成立の「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、学校法人・NPO 法人等への寄附については所得控除と税額控除との選択制が導入され、寄附者が実質的負担の低い控除方式を選択することが可能となった。

国立大学法人についても、寄附者の利得性増進が見込まれる選択制を導入することにより、少額寄附者を着実に拡大し、我が国の寄附文化の醸成に寄与する。

○ 日本版「プランド・ギビング」信託制度の拡充

平成 23 年度税制改正により、日本版「プランド・ギビング」信託が創設され、学校法人、公益社団・財団法人等の非営利団体に対しての寄附を目的とする、一定の要件を満たした信託(特定寄附信託)について、信託財産から生じる利子所得は非課税となった。

国立大学法人についても本制度の対象とすることにより、広く社会で教育を支えあうという寄附文化の醸成に寄与する。



年末調整における所得控除手続きの改善

〇 税目

国税(所得税)

〇 要望詳細

源泉徴収義務者が行う年末調整において、寄附金の所得控除を可能とすること。 これにより、手続きの簡素化を図る。

〇 要望理由

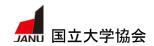
教育研究活動等の充実のため、寄附金収入等の多様な財源の確保を図ることにより、財政基盤を強化することが喫緊の課題となっている。このことから、個人からの寄附を促進するための寄附税制を拡充する必要がある。

現在、給与所得者が寄附をして所得控除を受ける場合には、確定申告しなければならないため、手続きの煩雑さなども加わって、結果寄附するという習慣が普及しない一因となっている。

このようなことから、年末調整において寄附金の所得控除を可能にすることにより、**給与所得者等個人寄附者の利便性の拡大を図る**とともに、寄附者の税務上の負担軽減を図ることにより、少額寄附者を着実に拡大し、**我が国の寄附文化の醸成に寄与する**。

〇 期待される効果

税務署への確定申告が不要となり、手続きが簡素化されることから、大学の教職員等給与所得者からの寄附の増加が期待できる。諸外国のように寄附文化が根付いていない我が国では、**寄附税制に係る手続きの簡素化を通じて寄附意思を**有する潜在的寄附者の増加が期待できる。



所得控除,税額控除選択制度

〇 税目

国税(所得税)

〇 要望詳細

学校法人等に寄附をした場合の<u>所得控除と税額控除の選択制を、国立大学法</u> 人についても<u>適用すること。</u>これにより、寄付者の利得性を高める。

〇 要望理由

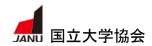
一般的に、所得控除は高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄付者の促進に寄与する制度であるとされている。一方、税額控除は低所得者ほど減税効果が大きく、少額寄付金の促進に寄与する制度であるとされている。

これを踏まえ、平成 23 年 6 月 22 日成立の「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、学校法人・NPO法人等への寄附については所得控除と税額控除との選択制が導入され、寄付者が実質的負担の低い控除方式を選択することが可能となった。

国立大学法人についても、寄付者の利得性増進が見込まれる選択制を導入することにより、少額寄付者を着実に拡大し、我が国の寄附文化の醸成に寄与する。

〇 期待される効果

個人が寄附する際に、所得控除と税額控除の選択が可能となることによって、 寄附し易い環境となり、寄附意思を有する潜在的寄付者の増加が期待できる。



日本版「プランド・ギビング」信託制度の拡充

〇 税目

国税(所得税)

〇 要望詳細

平成23年度の税制改正において制度化された<u>学校法人等への寄附を目的とす</u>る特定寄附信託を、国立大学法人についても適用できるよう求めるもの。

〇 要望理由

教育研究活動等の充実のため、寄附金収入等の多様な財源の確保を図ることにより、財政基盤を強化することが喫緊の課題となっている。

国立大学は、企業訪問や学生の保護者・卒業生・教職員等に対して寄附のお願いレターを発出したりと努力をしているところであるが、これらの従来からの地道な活動に加え、本制度が国立大学法人にも適用されることとなれば、新たな寄附層の開拓に繋がり、寄附金確保に向けた取組の可能性が広がることとなる。

また、寄付者の側からも、従来の学校法人やNPO法人等に国立大学法人が加わることにより、寄附先の選択肢が広がることは大きなメリットと考えられる。

〇 期待される効果

個人が特定寄附信託をする際、寄附先に国立大学法人が加わることで<u>寄付者</u>の選択肢が広がることで、潜在的寄付者の増加が期待され、同時に広く社会で教育を支え合うという寄附文化の醸成に寄与する。